

生計費指数復権の試み

三 瀧 信 邦

まえがき

1. C P I 特殊指数の作成
2. 生計費指数からC P Iへ
3. 戦前日本の生計費指数
4. 階層・類型別の家計調査
(東京都世帯階層別生計調査)
5. 生計費指数算出の試み
(東京都世帯階層別暫定生計費指数)

むすび

ま え が き

C P I (消費者物価指数) が第 2 次大戦後、それまでの生計費指数に代って広範囲に登場してきたのは周知の通りである。そして現行C P I のウェイト資料が、日本を含めて多くの国々で家計調査データから作成されていることもこれもまた周知のことである。ところで、ここ数年、日本ではC P I といわゆる実感とのズレをめぐる論議などが契機となって階層別のC P I が作成されるようになり、全国一本、都市一本、地方一本のC P I を補完するものとして評価されている。しかし、他方ではC P I のウェイト資料を産業連関表からとるべきであるという主張がはじまった。これは新SNAの登場とも関連しているが、もしもC P I のウェイト資料を家計調査からではなく産業連関表からとること

になれば、地域別CPIはともかく、階層別CPIの作成は不可能となる。

最近における生計費指数復権のうごきは、階層別CPIとは別個の観点から社会階層別家計調査にもとづく生活関連費用（「消費支出」に限定しない）の変化の指数化、即ち生計費指数の作成を目指すものである。

生計費指数→CPI→階層別CPI→産業連関表ウェイトによるCPI、という流れに抗して、改めて生計費指数を作成しようとする試みを評価しようというのがこの小稿の目的である。

1. CPI 特殊指数の作成

物価指数は経済分析の重要な用具の一つである。そして物価指数の種類も現在では相当数あり、今後もその種類は増大するであろう。しかし、物価指数のうちもっとも注目をあつめ、そして論議の多いのは何といても消費者物価指数（CPI, Consumer Price Index）である。その理由の一つとして他の物価指数に比べてCPIがきわめて広範囲に利用されている現実を無視するわけにはいかない。たとえば、日本でもCPIは賃金、生活水準、国民経済計算（個人消費支出）の実質額の算出にデフレーターとして用いられ、また国民年金、厚生年金の給付額の改訂基準や、賃上げのガイドライン（労働者団体側も資本家団体側も政府も）としても用いられている。そこで消費者物価指数のこのような広汎な利用の実情をみてCPIを多目的の汎用指数だという人もある。ところが、むしろ問題はCPIがかくも汎用されているところにある。作成者（総理府統計局）自身は、「消費者物価指数は、このような個々の世帯のそれぞれについて作るのではなく、消費者全体にとっての物価の動きをあらわすものです。言葉をかえていえば、平均的な消費者世帯にとっての物価の動きをあらわしているもので、個々の世帯や、特定の階層、たとえば収入のとくに高い階層あるいは低い階層の世帯にとっての物価変動を示すものではありません。」¹⁾と

か、「消費者物価指数は、一般消費者世帯の生活費におよぼす物価の影響を測定することを目的としており、²⁾と解説しているのだが、その利用の実情は前述のようにきわめて汎用であり、ときには誤用でさえある。ここに敢て誤用というのは次の理由による。すなわちCPI作成のための価格資料(P)もウェイト資料(Q)もすべて家計調査(同じく総理府統計局)における家計支出総額のうちの「消費支出」の範囲に限定³⁾されている。ところが労働力の再生産費としての賃金や、各種の年金は家計支出のうちの「消費支出」に限定して支出されているわけではなく、税金の支払いにも、社会保障費の支払いにも、時には土地家屋の財産購入(ローン返済を含む)にも支出されている。しかるに、たとえば実質賃金は、直接税(所得税)込み、社会保障費(賃金受給者負担の各種掛金)込みの名目賃金を、「消費支出」に限定して作成されたCPIでデフレートしているし、また、年金受給世帯の家計を支える年金給付額のスライド制にもCPIが用いられている。年金受給世帯の家計支出の内容も「消費支出」に限定されているわけではないことを考えれば、このばあいもデフレーターとしてCPIが十分に適当であるとは思えない。

さて、1946年(昭和21)8月発足以来今日まで、日本のCPIはいろいろの改訂は経ているものの、全国の一般消費者世帯という計算上の平均像を常に念頭に置いて作成され続けてきた。こうした平均の重視は、これを裏返せば平均の虚構性の無視でありランダムサンプリングという手法がGHQの指令にもとづいてはじめて日本の官庁統計、「消費者価格調査」(CPS, Consumers' Price Survey)に登場して以来今日にいたるまでその傾向をますます強めている。

日本のCPIが上述のように広汎に利用されていくなかで、利用者の側からいくつかの批判があらわれた。それは1973年(昭和48)のいわゆる石油危機以降になってとくにはげしくなった。すなわち“CPIと生活実感とのズレ”の問題が労働組合、消費者団体、地方自治体、研究者によっていろいろな角度か

ら取り上げられるようになった。これに対して、“生活実感”というのは統計量として果して把握できるのか、とか、C P Iに対する一般庶民の無知が“C P Iと生活実感とのズレ”という非科学的な批判を生み出している、という反論もあった。さらに、もう少し詳細な批判としては、①指数作成資料（PとQ）にかかわる対象世帯が全国消費者世帯というランダムサンプルに基く総平均世帯（経済的強者たる法人経営者、会社役員、高級官僚、自営業主と労働者世帯、年金世帯など経済的弱者の平均）でよいか、②指数品目の範囲を「消費支出」に限定することの可否、③小売価格調査の内容（店舗選定、価格調査の実際、銘柄変更など）の検討、④指数算式の再検討、などがC P I作成当局に対して労働組合や研究者団体から提起された。

一方、C P Iの作成当事者である総理府統計局は、1975年（昭和50）に『消費者物価指数の特別試算』（消費者物価指数参考資料第5号）を発表した。これには、1965年（昭和40）以来『消費者物価指数年報』に掲載してきた「年間収入5分位階級別消費者物価指数（勤労者世帯）」と「標準世帯（夫婦と子供2人、有業人員1人の勤労者世帯）消費者物価指数」、さらに『消費者物価指数参考資料第3号（昭和46年3月刊）』に掲載された「購入頻度階級別消費者物価指数」および「基礎的支出・選択的支出項目別消費者物価指数」に加えて、「住居の所有関係別指数」、「世帯主の職業別指数」「世帯主の年齢別指数」および「連鎖基準方式による指数」がふくまれている。そしてその後の『年報』にはこうした特殊指数が作成発表されている。このばあい各特殊指数に用いられたウエイトはそれぞれに特殊化されているが⁴⁾、価格指数はすべて全国平均品目別価格指数をそのまま共通に使用している。したがって、資料上の制約もあるが、これでは各種階層間の物価変動の差異をあらわすには不完全である。

ともあれ、統計局のこうした特殊指数作成の方向は評価されてよい。

注

- 1) 『消費者物価指数のしくみと見方』[第3版], P. 44, 1976年12月, 総理府統計局
- 2) 『昭和50年基準, 消費者物価指数の解説』 p. 4, 1976年11月, 総理府統計局
- 3) 『昭和50年基準, 消費者物価指数の手引』 p. 4, 1977年3月, 総理府統計局

なお「消費支出」からも除外されている項目に、信仰費、仕送り金、負担金(町会費など)、贈与金がある。その理由として、価格(P)が把握できないから、としている。なお、税金(所得税)を指数品目に入れない理由も行政サービスには価格というものがないから、としている。

- 4) 『消費者物価指数の特別試算』(総理府統計局編 1975年8月, 日本統計協会刊)の特殊指数のウェイトの項(p. 5, p. 11, p. 16, p. 22, p. 28) 参照。

〔参考〕

◎1970年基準ウェイト表(西ドイツ)

世帯類型 用途分類	A ㊦	B ㊧	C ㊨	D ㊩
	世帯類型 I	世帯類型 II	世帯類型 III	総平均世帯
1. 食料品・嗜好品	438.14	368.35	267.15	333.30
2. 被服・靴	70.16	102.11	99.75	100.79
3. 住居賃借料	199.46	145.64	131.07	126.16
4. 電気・ガス・燃料	75.26	43.94	35.35	45.86
5. 家計のためのその 他の商品・サービス	79.88	85.27	97.11	113.60
6. 交通・情報のため の商品・サービス	37.74	102.13	141.54	105.37
7. 保健・衛生のため の商品・サービス	35.03	33.87	61.03	40.41
8. 教養・娯楽のため の商品・サービス	42.73	68.69	78.73	60.72
9. 身の廻り品・その他 の商品・サービス	21.60	50.00	88.27	73.79
総 計	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00

資料) Wirtschaft und Statistik, 1973, Heft 12, S.695 より作成

[注記] なお西ドイツは政府統計として階層別生計価格指数 (Preisindex für die Lebenshaltung) を作成しているがこれについての詳細は岩井浩「西ドイツの階層別生計価格指数について」(『国民生活研究』第17巻第2号, 1977年9月)を参照のこと。ちなみに西ドイツの階層別のウェイトは前ページの表の如くである。

- ⊕ A. 「世帯類型Ⅰ」とは、年金・社会的扶助受給者の2人家族の世帯。
(人口5,000人以上の都市に住む老人夫婦)。消費支出532^{DM}(1970年月額)
- B. 「世帯類型Ⅱ」とは、中位所得の4人家族の労働者世帯で子供2人うち1人は15才以下の夫婦世帯(人口2万人以上の都市に住み、世帯が生産労働者が一般職員で世帯主のみ働き手の世帯。)消費支出1,157^{DM}(同上)
- C. 「世帯類型Ⅲ」とは、高所得の官吏(上級公務員)と一般職員の4人家族で、子供は2人、うち1人は15才以下、夫婦世帯(人口2万人以上の都市に住み、世帯主が働き手の世帯。)消費支出1,996^{DM}(同上)
- D. 「総平均世帯」とは、全世帯の縮図で平均的、限制的なもの。消費支出1,294^{DM}(同上)

なお、「Preisindex für die Lebenshaltung」はI. L. O. のTechnical Guide, Volume 1 (1978年版)では「Consumer Price Index」と英訳されているが、1976年版までは「Cost of Living Index」であった。そして階層別についてはいつれの版も全く記載がない。ウェイト表も総平均世帯のものだけが掲載されている。

2. 生計費指数からCPIへ

ところで、日本の官庁統計にもCPIの前身に生計費指数があったように¹⁾、アメリカでも1943~45年にかけての生計費指数をめぐる論争の末、1945年に「生計費指数」から「消費者物価指数」(正式名称はConsumer Price Index for Urban Wage Eaners and Clerical Workers—都市賃金労働者ならびに事務職員のための消費者物価指数)に名称変更²⁾がおこなわれ、現在に至っている。イギリスでは1914年以來の「生計費指数」は、1947年の生計費諮問委員会の報告によって名称の不適當さが指摘され、現在では「小売物価総合指数」(General Index of Retail Prices)と呼称されている。また、今日では西独でもオランダでも「消費者物価指数」の名称が使われている。こうして指数の名称をみる限りでは「消費者物価指数」(CPI)を公式名称としている国はILOのTechnical Guide 1978年版 Vol. 1 (Consumer Prices)によればこれに収録さ

れている156国カ中、日本をふくめて107カ国もあり、「小売物価指数」と呼称している国が32カ国、「生計費指数」と呼称している国は15カ国、その他の呼称が2カ国となっている。なお、Technical Guide 1976年版については『世界各国の消費者物価指数』（昭和53年1月、総理府統計局調査部消費統計課篇）にその要約がある。

アメリカにおける前述の名称変更と、ILOの国際労働家会議（The International Conference of Labour Statisticians）の決議⁹⁾——とくに第2回会議（1925年4月）、第6回会議（1947年8月、第9回会議（1957年4～5月）、第10回会議（1962年10月）——が第2次大戦後のこうした大勢、すなわち各国の生計費指数ばなれ、CPI指向を促進してきたと考えられる。⁴⁾

この4回の会議ではいずれも生計費指数、消費者物価指数、家計調査に関する諸問題が議題としてとり上げられているが、注目すべきは第6回会議で名称変更（生計費指数からCPIへ）について次のように決議されていることである。すなわち、

『ある特定集団が支払う小売物価指数の性格と用途に関する理解を深めるために、「生計費指数」(Cost-of-living-index)という言葉は、適当な状況の下では、「生計価格指数」(price-living index)、「生計費価格指数」(Cost-of-living price index)または「消費者物価指数」(Consumer Price Index)という表現に置きかえられるべきである』⁹⁾と。

第2次大戦直後の日本における統計の諸改革のうち、統計制度のことはさておくとして、かなりの部分でアメリカ直輸入⁹⁾の傾向がみられるが、CPIの導入もその代表的なものの一つであるといつてよい。

ところが、一般には忘れられているが第1次世界大戦後の国際連盟時代に生計費指数に関する条項を含む『経済統計に関する国際条約』(International Convention Relating to Economic Statistics) (1928年12月14日、ジュネーヴ

で調印), というものがある。これには当時の主要 27 カ国が加わっていて, 日本も伊藤述史(国際連盟事務局次長, 大使館参事官)が全権委員としてその調印に参加している。1928年(昭和3)といえば半世紀も前の条約であるが, 国際連合に引きのがれて今もこれは有効である⁹⁾。そこでこの条約全18条のうち関連のある第1条と第2条のVI物価指数の項を次に記そう⁷⁾。

『第1条の 1. 「締約国は, その施政下にある地域の各部分でこの条約が適用されるものについて, 第2条に掲げる統計を同条に定める期間ごとに作成し, 且つ, 発表することを約束する。」

2, 3, ……略

第2条 「前条に掲げる統計の種類は次のとおりとする。」

I. 外国貿易, II. 職業, III. 農業, 畜産業, 林業及び水産業, IV. 鉱業及び金属業, V. 工業, VI. 物価指数

「次の指数」

(a) 卸売物価の一般的変動を示す指数で, 毎月作成され, 且つ, 発表されるもの。

(b) 生計費の一般的変動を示す指数で, 少なくとも四半期ごとに作成され, 且つ発表されるもの。

生計費指数は, 一の都市に関する資料又は代表的なものとして選ばれ且つ別個に若しくは一体として採用された数個の都市に関する資料を基礎とすることができる。

上記の指数の各記載書には, 価格を採用した品目及び指数の算出に用いられた方法を示す簡単な公式の刊行物に関する参照を掲げる。

上記の指数の外, 主要な個個の商品の卸売価格を絶対数又は比例数でできる限り同一の期間について発表する。』

なお, この部分の英文は次の通り。

VI. *Index Numbers of Prices.*

Index numbers:

(a) Showing the general movement of wholesale prices, to be compiled and published monthly, and

(b) Showing the general movement of the cost of living, to be compiled and published at least quarterly.

The cost-of-living indices may be based on data relating to a single town or to several towns selected as being representative and taken either separately or collectively.

Each statement of index numbers mentioned above shall contain a reference to a short official publication showing the items the prices of which have been used, and the methods employed in the calculation of the indices.

In addition to the indices mentioned above, the wholesale prices, in absolute or relative form, of the principal individual commodities shall, so far as practicable, be published for the same periods. (~~~~は筆者が付した)

たとえ50年前の条約とはいえ、戦後は国際連合に継承された経済統計に関する条約の中に、上記のように生計費指数 (Cost-of-living indices) の作成が義務づけられているのだが、日本のみならず世界の大勢は前述のように生計費指数からCPIへと方向転換をとげてしまった。つまり、この条約の生計費指数に関する部分は世界の多くの国々によって事実上は無視されているのである。

第2次大戦中のアメリカにおける指数論争に端を発し、ついで生計費指数からCPIへの名称変更、さらにILOによる名称変更の決議にうながされて今や世界的にはCPI全盛時代ともいえる状況になった。こうした生計費指数の全面否定とも思われる傾向はあるが、CPIの理論的性格と生計費指数の理論的性格に関する討議は決して十分に果されているわけではない。すなわち、CPIは生計費指数の性格をもっているという見解⁸⁾もあれば、CPIは全消費者世帯の購入する財貨とサービスの価格変化、価格比を示す物価指数であって、

特定階層にかかわる物価指数ではないから生計費指数ではないという見解も根強い。さらに、CPIはあくまでも物価指数であって生計費指数とは本質的に異なるという見解もある。この見解は、生計費指数は「労働者の生活標準 (standard of living) を不変的に維持する費用の変動を測定する原理」⁹⁾ にもとづいて作成される、というものである。

CPIと生計費指数が全くの異物であるのか、CPIが生計費指数に代位できるのかどうか、この問題はまだ結着がついていない¹⁰⁾。しかし、少なくとも日本など主要国のCPIを見るならばそれは特定の経済的弱者層を対象とした家計調査に基礎を置くのではなく、全国平均、一般消費者世帯を対象とした家計支出における「消費支出」に限定してウェイトが定められ、指数品目が定められている。したがって、特定階層——インフレーションによりいちじるしく生活を圧迫される階層、つまり経済的弱者層——の家計調査をベースとしてウェイトを作成し、価格資料も販売者側での価格資料（小売物価統計調査）ではなく購買者側での価格資料（困難ではあろうが家計調査による価格データの採取）を用いて物価指数を作成することができればそれはもはやCPIという呼称にはなじまない。生計費指数と呼ぶべきである。

注

- 1) 高崎禎夫「生計費指数の理論的把握」p. 36, 広島大学総合科学部, 『総合科学部社会文化研究』第3第, 1978年。
なお, p. 56 以下の「指数関係主要参考文献」は大へん有用である。
- 2) 松村一隆「戦時アメリカにおける指数論争」, 法政大学, 日本統計研究所, 『研究所報』No. 2, 1977年3月。
松村一隆「戦時アメリカにおける物価・賃金統制と生計費物価指数」, 愛知大学法経学会『法経論集』（開学三十周年記念論文集, 経済篇）, 昭和51年11月。
- 3) I.L.O. 国際労働統計会議決議集』（第1～10回）, 労働大臣官房労働統計調査部, 昭和39年3月, p. 41
「生計費指数, 消費者物価指数に関する国際労働統計家会議の決議」法政大学, 日本統計研究所, 『研究所報』No. 2, 1977年3月, p. 101

- 永山貞則著『物価と家計』p. 162, 一粒社刊, 昭和51年11月。
- 4) 伊藤陽一「国際労働統計家会議について」, 経済統計研究会機関誌『統計学』No. 26
 - 5) 森田優三「提言／物価指数の算式に革新を」, 『東洋経済, 物価総覧』, p. 35. 東洋経済新報社, 昭和42年版
 - 6) 『日本統計制度再建史』統計委員会史稿, 資料篇Ⅲ, p. 73, 行政管理庁統計基準局, 昭和38年3月
 - 7) 同上, p. 28, p. 30。
 - 8) 山田喜志夫「物価指数の基礎理論」p. 93, 『国学院経済学』第16巻, 第4号, 1968年3月。
 - 9) 岩井 浩「消費者物価指数の対象反映性」p. 220～p. 223, 関西大学『経済論集』第25巻第2・3・4号, 1975年。
 - 10) たとえば, 1) に掲げた論文で高崎禎夫氏は, 生計費指数が消費標準の物価指数たる性格を変更して, 同一生活水準維持費用指数 (今までの家計調査における「消費支出」の範囲をこえた全面的把握) となるのなら, これこそ本当の生計費指数であるとする〔(1) の論文 p. 55〕。

3. 戦前日本の生計費指数

かつて, 「大阪市労働者生計費指数」が1930年(昭和5)基準で作成され1931年(昭和6)1月から発表された。また「朝日新聞社全国生計費指数」が1914年(大正3)7月基準で作成され1931年(昭和6)10月から発表されたことがある。この両者に用いられたウェイトはいずれも当時の内閣統計局作成の標準ウェイト(第1表)に準拠している。この他, 個人の研究労作として上田貞次郎博士の生計費指数がある。これもウェイトは内閣統計局作成の標準ウェイトに準拠している³⁾。

このウェイトは内閣統計局が1926年(大正15)9月から1年間にわたって実施した第1次の家計調査にもとづいて作成されたものである。この第1次の家計調査でも, さらに1931年(昭和6)から1940年(昭和15)に行われた第2次の家計調査でも, 調査対象世帯は特定階層⁴⁾であった。即ち, 第1次家計調査で

第1表 本邦生計費指数品種別全国標準ウエイト

(内閣統計局)

品目	ウエイト	種類
飲食物	480,30	米麦, 魚介, 肉類, 鶏卵, 牛乳, 豆及蔬菜, 乾物, 豆腐, 佃煮, 煮物, 漬物, 調味料, 酒, 煙草, 菓子, 果物, 飲料その他
住宅	220,70	家賃(又ハ間代), 住宅修理, 水道
光熱	68,88	木炭, 薪, 石炭, ガス, 電燈, 炭団, マッチ
被服	134,79	被服, 身の廻り品
その他	95,33	保健衛生, 教育, 育児(玩具), 交通, 文房具, 修養娛樂, 家具什器及設備
計	1,000,00	

資料) 森田優三『物価指数の理論と実際』, p. 296, 東洋出版社, 昭和10年2月刊。

注) 大正15年10,12月, 昭和2年2, 5, 6, 8月の6カ月における153品目の支出金額から算出。

は世帯の平均月収総額200円以下(農業世帯は耕作面積2町以下)の給料生活者, 労働者(工場, 鉱山, 交通, 日傭), 農業者の計7,200世帯, 第2次家計調査では世帯の平均月収総額50~100円の白米を主食とする2,000世帯(給料生活者世帯700, 労働者世帯1,300)である。

さて, 政府自らが作成した生計費指数は1937年(昭和12)にはじまる内閣統計局の生計費指数である(昭和12年5月8日, 勅令第183号, 「生計費指数資料実地調査令」)。このウエイトは前記第2次家計調査の昭和6・7年, 昭和8年, 昭和10・11年の3カ年分の家計簿を用いている。

内閣統計局の家計調査(第1次も第2次も)の大きな特色は, 第1は調査対象を特定階層にしぼっていること。第2は家計簿記入世帯を募集していることである²⁾。つまり典型調査方式である。

さて内閣統計局の生計費指数は1945年(昭和20年)6月以降は中止となった。

敗戦後再開されたが（1946年1月）、GHQの指令でCPS（消費者価格調査）、およびCPIが実施されることになると、家計調査（CPS）の対象世帯の選定方法は募集方式からランダムサンプリング方式に180度転換した。この家計調査における募集方式から無作為抽出方式への大転換は生計費指数が完全に消滅したことをも意味する。なぜならば、上述の如く、生計費指数は本来が特定階層——いうまでもなく経済的弱者階層——に対応して作成されたものだったのに対して、家計調査の対象世帯が全国の都市消費者世帯（農林漁家世帯と単身世帯を除く）からランダムに選ばれることになり特定階層はその中に埋没してしまったからである。これがCPIのノッペラボー性⁹を特徴づけることとなったのである。

かつて日本で生計費指数が民間や地方自治体、そして政府の手でも作成されていたことは前述のようであるが、これらがすべてウエイト資料を特定階層を対象とした家計調査から得ていたという限りで現行CPIとはいちじるしく異なる性格をもっていた。生計費指数という呼称に値した最大の理由の一つはここにある。しかし、財貨とサービスのみの価格比を加重平均して総合指数を算出していたのだからそれは小売物価指数の一種である。対象世帯の生活を同一水準で維持するための総費用、つまり、「消費支出」以外に直接税、社会保障費、財産購入費（ローン返済を含む）も加えた生活費用の指数として生計費指数を定義するならば、かつての生計費指数は厳密にはその名に値しないとも言い得る。

「戦前には各種の生計費指数が発表されたが、CPIはなく、戦後はCPIはあっても、生計費指数はない」¹⁰ という評価は正しいとしても、戦前の生計費指数そのままの現代版を作成するために、ただデータを更新しただけでは真の生計費指数とはいえないのではなからうか。

そこで、①特定階層を対象とする典型調査方式による家計調査、②「生計費」

の範囲を「消費支出」に限定せず拡大して、「生活費用」とする、の2点をふまえて、いわば新しい生計費指数を作る試みが行われることになった。勿論、そのためには理論的に詰めなければならない問題はなお多いが、「価格比」だけにこだわらず現実の「生活費用」の変化を表章することを目指す東京都の生計費指数作成の試行は注目に値すると思われるので、その暫定的結果数値を以下に紹介しよう。

注

- 1) 『日本統計発達史』日本統計研究所編，東大出版会，1960年3月，p. 162, p. 164, p. 166
- 2) 森田優三『物価指数の理論と実際』東洋出版社，昭和10年2月，p. 294, 「家計調査の主たる目的は小所得階級の消費生活の實際を明らかにして社会政策的施設の指針たらしむることにあるのであるから，その調査は専ら中以下の階級に就て行われるのである」
水谷良一「生計費指数について」(『統計時報』第70号，昭和12年7月)の中でも次の記述がある。「生計費指数は国民の多数を占める小額勤労所得者に付て作成せられ，小売市場に於ける此等小額所得者の購買力の変動を示すのが通例である。此の種の生計費指数の作成には先づ以て小額所得者の世帯に就いて家計調査を施行し，其の日常の消費に現われる商品や用務に対して支払はれる費用の割合又は其の消費数量の割合を明にすることが必要である。」
- 3) 『日本統計発達史』日本統計研究所編，
p. 270……第1次家計調査では家計簿記入者は応募申込書によって申し出，市町村長を通じ，府県知事の推薦に基き内閣で適格世帯を選定した。
p. 275……第2次家計調査も同じく応募方式であった。
『統計日本経済』相原・鮫島編，筑摩書房，1971年4月
p. 146……第1次家計調査では，募集方式，有意選定により7,220世帯を選定。
p. 204……第2次家計調査でも，募集方式で2,000世帯を選定。
- 4) 松村一隆「消費者物価指数について」愛知大学『法経論集』（経済篇）第58号，1968年10月，p. 87
- 5) 『日本の経済統計』下，経済企画庁統計課監修，至誠堂，昭和39年10月，p. 236

4. 階層・類型別の家計調査

(東京都世帯階層別生計調査)

東京都は1976年8月に「東京都生計費指数問題研究会」を作つて、CPI批判に端を発した生計費指数の復権を中心に検討を重ね、東京都民の生計実態を階層的視点から分析するための家計調査、及びこれにもとづく暫定的な生計費指数の具体的算出方法を研究した。同研究会は、1977年4月に中間報告書『東京都生計費指数問題に関する研究報告』を作成し、1978年3月には最終報告書¹⁾として『東京都生計費指数問題に関する研究報告』——「東京都勤労者生計指標」の作成について——を作成した。

この最終報告書にもられた提言をうけて、東京都統計部は1978年7月から、階層類型別に家計調査を開始したが、それが『東京都世帯階層別生計調査』といわれるものである。

「世帯階層別生計調査の概要」は次のようである。(月報『東京都世帯階層別生計調査報告』昭和54年7月刊, p. 28~30)

「世帯階層別生計調査の概要」

1. 調査の目的

この調査は、インフレーションや不況による家計への圧迫を最も受けやすい、①中小企業に働く勤労者世帯及び、②主として年金で生活している世帯を対象としてその生計収支等に関する調査を実施し、都民の消費生活の実態を階層別に明らかにするとともに、生計費指数の作成に必要な資料を得ることを目的とするものである。

この調査結果により、都が実施する各種行政施策及び民間、消費者団体の諸活動に必要な基礎資料の提供を行う。

2. 調査の特色

この調査は、都民の生計実態を明らかにするため、全都民・総平均というアプローチではなく、物価上昇等によって家計の圧迫をいちじるしく受けている代表的典型世帯を選定し、その生計実態を世帯階層別に明らかにしようとするのが第1の特色である。第2の特色は生計費の範囲である。この調査では、都民が一定の生計を維持していくための費用を把握するため、いわゆる、「消費支出」に限らず、税、社会保険料の負担や、土地・家屋購入費を含んだものを生計費用としている。

3. 調査の根拠

この調査は、東京都生計費指数問題研究会による「東京都生計費指数問題に関する研究報告」（昭和53年3月31日）の提言に基づき企画、設計したものである。

また、この調査は、東京都統計調査条例（昭和32年4月1日東京都条例第15号）及び東京都世帯階層別生計調査規則（昭和53年5月15日東京都規則第80号）に基づくものである。

4. 調査の時期

昭和53年7月1日から開始し、以後毎月実施する。

5. 調査対象世帯の範囲

調査の対象は、東京都内に居住する勤労者世帯及び年金世帯のうち下記に掲げる世帯とする。（p. 17参照）

6. 調査事項

- (1) 世帯の収入及び支出に関する事項（「家計簿」による調査事項）。
- (2) 世帯主、世帯員の属性、住居等に関する事項（「世帯票」による調査事項）。

7. 調査方法及び調査世帯

5. 調査対象世帯の範囲

階層区分		世帯主の被雇用先企業の産業及び世帯主の職業等の条件	世帯主の被雇用先企業の従業員数	世帯主の年齢	世帯構成	備考
1	小生産労働業者 (生産小)	昭和50年国勢調査用産業分類(以下「産業分類」という。)に掲げる大分類A 農業, B 林業, 狩猟業, C 漁業, 水産養殖業, D 鉱業, E 建設業, F 製造業又はJ 運輸・通信業の産業に属する民間企業に雇用されている者で, 昭和50年国勢調査用職業分類(以下「職業分類」という。)に掲げる大分類E, F 農林・漁業作業, G 採鉱・採石作業, H 運輸・通信従事者又はI 技能工, 生産工程作業者及び単純作業者の職業に従事する者	5 人 19 人	30才以上 49才以下	夫婦と子供2人の4世帯。ただし、第一子が保育園, 幼稚園, 小学校, 中学校又は高等学校に在学していること。	世帯主の被雇用先企業の従業員数は, その企業に支店又は工場がある場合は, それらの事業所の従業員数も含めた合計の数とする。
	2	中生産労働業者 (生産中)	20 人 299 人			
	3	中販売・サービス労働業者 (販売中)	10 人 49 人			
4	大事務労働業者 (事務大)	民間企業に雇用されている者で職業分類に掲げる大分類C 事務従事者の職業に従事する者	1,000人以上			
5	年金世帯	職業の有無を問わず, 主として年金収入で生活している者	—	—	夫婦2人	—

(1) 調査方法

有意選定による典型調査

(2) 調査世帯数

調査世帯総数	300世帯
1 生産労働者（小企業）	60
2 生産労働者（中企業）	60
3 販売・サービス労働者（中企業）	60
4 事務労働者（大企業）	90
5 年金世帯	30

(3) 調査世帯の選定

上記「調査対象の範囲」^{注(1)}に該当する調査対象世帯を公募^{注(2)}し、その中から次の方法により、調査世帯を選定した。

ア、選定基準

- ① 原則として1年以上継続して調査が可能であること。
- ② 各階層間内における調査世帯の構成及び世帯主年齢、第1子の学校種別等の同質性を確保しうること。

イ、選定方法

① 勤労者世帯

世帯主の年齢と第1子の学校種別を組み合わせ、各年齢階層内の世帯数が同一になるように選定した。

② 年金世帯

世帯主の年齢別に同数の世帯数を確保しうるよう、厚生年金受給世帯の中から、原則として、世帯主年齢が60～69歳の世帯を選定した。

尚、上記該当世帯が必要数以上ある場合については、地域、住居の所有形態別等の条件を考慮して調査世帯を選定した。

また、選定されなかった世帯については、「登録世帯」として確保し、調査世帯が「不適格世帯」又は「記入不能世帯」になった場合に、「登録世帯」の中から補充を行なう。

8. 集計方法

集計は電子計算機集計による。

(注記1) 世帯主の社会階層と世帯の類型との組み合わせについて「東京都生計費指数問題研究会」は次のように提言している。

「世帯主による階層」と「世帯の類型」とを組み合わせ、調査すべき対象として「階層・類型別世帯」を次表のように設定する。

なお、この調査対象世帯の世帯主年齢を 30～49 歳に設定する。

階層別と類型別の組み合わせによる調査対象世帯の分類

世帯の類型		世帯構成員	子どもの成長度	働き手の数
世帯主による階層				
(1)	生産労働者 (小企業)	4人(夫婦・子ども2人)	長子が幼稚園・保育園～高校	1人(常雇)
(3)	生産労働者 (中企業)	〃	〃	〃
(3)	販売サービス労働者 (中企業)	〃	〃	〃
(4)	事務労働者 (大企業)	〃	〃	〃
(5)	年金世帯	2人(夫婦)		

資料)『東京都生計費指数に関する研究報告』(最終報告) p. 13, 昭和53年3月。

(注記2) 調査対象世帯を募集するため、新聞、『物価とくらし』(都民生活局の広報)、などに、次ページのような募集広告が出された。必要世帯数約300に対して約700の応募があった。その中から適格世帯(注記1参照)が選定された。こうした方法はランダム抽出方式とは全く異なる、有意抽出、典型調査の方式である。

家計調査世帯の募集広告 (広報)

◎ 東京都世帯階層別生計調査 ◎

東京都では、都民のご協力を得て昭和53年7月から、「東京都世帯階層別生計調査」を実施しています。

この調査は、都民の日常生活におけるもっとも大きな関心事の一つである物価問題、とりわけ、物価の上昇が家計にどのような影響を与えているか、あるいは、不況の影響が家計収支にどのような変化を及ぼしているかなど、都民の消費生活の実態を階層別によりきめ細かく明らかにすることを目的として

行っています。

また、この調査結果は、都が新しく作成を予定している「生計費指数」の重要な基礎資料として、あるいは、都が実施する各種の行政施策の基礎資料としても重要な役割を果たすものです。

なお、都では下記のような要領で、この調査の対象世帯を募集しておりますので、都民の皆様のご協力をお願いします。

家計簿を記入していただく方を募集しています

記入手当 月 5,800円 (予定)

都では、現在ご協力いただいている世帯との交替等のため、次の条件に該当する世帯で、家計簿を毎日つけてくださる方を募集しています。

(条件) 下の表の1～5までのいずれかに該当する世帯



条件番号	世帯主の仕事 (専業主婦などの管理職は含まない)	勤め先の 従業員数	家族構成・その他
1	民間企業に雇用され、製造、建設、運輸通信等の生産的職業に従事していること(事務、営業、専門的・技術的職業は含まない)	5～19人 20～299人	★都内に在住していること ★世帯主の年齢が30～49歳 ★夫婦と子供2人の4人世帯
2	民間企業に雇用され、卸・小売販売、サービスの職業に従事していること(主として、事務をとっている人は含まない)	10～49人	★子供は第一子が保育園・幼稚園から高校までに在園または在学中であること ★働き手が世帯主1人であること(ただし、妻が正味の社員・店員等ではなく、内職・パート等の場合はかまいません)
3	民間企業に雇用され、事務に従事していること(専門的・技術的職業は含まない)	1,000人以上	
4	主として、年金収入で生活している人		夫婦のみの2人世帯

(応募方法)
(記入開始時)
(入合せ先)

はがきに世帯主氏名、年齢、家族構成、住所、電話番号と左表に該当する条件の番号を記入の上8月15日(木)までに、〒100 東京都千代田区丸の内3の5の11 東京都総務局統計部経済統計課までご送付ください。
昭和54年4月以降の都の指定する月から一カ月 五千八百円(予定)
東京都庁 03(212)5111
内線 21794121797

(注) ○勤め先の企業は、都外にあってもかまいません。従業員数は、支店、工場等がある場合は、それらを含めた企業全体の従業員総数のことです。
○世帯主の仕事の内容等についての詳細な判断は都が行ないます。
なお、専門的・技術的職業とは、高度な専門的知識を必要とする職業のことです。
○応募された方には、追って詳細を御通知申し上げます。

この家計調査の第1の特徴は、①世帯主が小企業及び中企業の雇用者（管理職を除く）の世帯、②年金世帯の3階層から公募方式によって対象世帯を把握することにある。（なお、大企業世帯も比較対照として公募した）。つまり典型調査である³⁾。第2の特徴は、「消費支出」以外の税，社会保障費，土地・家屋購入費も生計費用³⁾として調査すること。この2つの特徴はとりもなおさず，生計費指数算出のためのウェイト（階層・類型別）の作成につながる。また，価格資料もやがてはこの家計簿から得られることをねらっている。かつてのCPSはCPIの価格資料を家計簿から得ていたが，「小売物価統計調査」（1950年6月から）の開始によって，そこからCPI用の価格資料が得られるようになった。

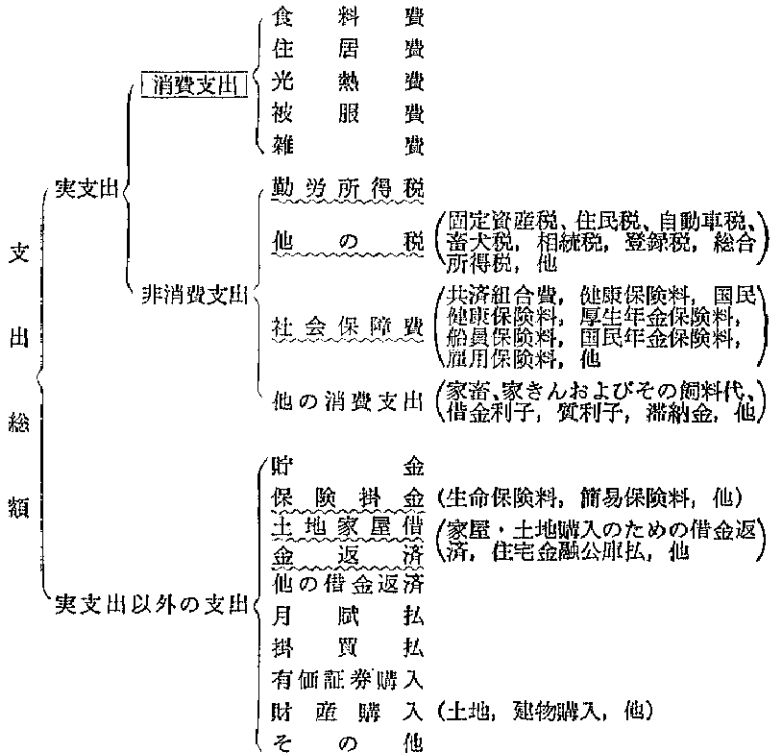
生計費指数用の価格資料は販売者（店頭）価格によるべきか，購買者（家計簿）価格によるべきかの問題は，生計費指数本来の性格——生計費用指数——からみて当然，後者であるべきだろう。但し，現実にはいろいろな困難，たとえば家計簿上で調査品目，銘柄の同質性を維持することの困難さ，単価記入の困難性など，がある。

なお，この家計調査は上記のウェイト資料獲得のねらいと同時に，階層・類型別の家計収支分析そのものが大きな目的であることは言うまでもない。とくに，この家計調査の集計に用いられている「支出目的別項目分類」や「経常・経常外別項目分類」は従来の「消費支出」に重点を置いた項目分類から「生計支出」にまで拡大したことを示すもので大きな特徴となっている。したがって家計簿にもそれに対応した工夫がなされている。但し本稿は家計調査，家計分析について論ずることを目的としていないので，上記の点の詳細については，『研究報告書』（1978年3月の最終報告）の第2章「階層類型別家計調査」の項を参照して欲しい。

注

- 1) なお、その英訳は“Report on the preparation of worker's cost of living indicators for Tokyo Metropolis”として1979年3月に発刊された。
- 2) 昭和50年の国勢調査の結果（1%抽出速報）によれば、東京都における生産労働者世帯、販売・サービス労働者世帯、事務労働者世帯の勤め先事業所（企業ではない）規模別分布は次ページの表のようであった。この表から、東京都における調査対象世帯の位置づけ、つまり「典型」の意味が判別できる。
- 3) 「消費支出」とその他の生計費用の位置づけは次の如し。

◎総理府統計局「家計調査」の支出分類項目



東京都階層類型別世帯数

昭和50年国調結果(1%抽出)

()内は普通世帯数

3,830,100に対する構成比

階層・類型	社会 世帯主(雇用者)の階層分類	世帯数	勤め先企業規模別区分	世帯数	備考
世帯主の社会階層分類	生産労働者世帯 (昭和50年国調用職業分類, E, F, G, H, I)	870,965 (22.8)	零細企業(1~4人)	128,032 (3.3)	○ ○
			小企業(5~19人)	209,032 (5.5)	
			中企業(20~299人)	346,644 (9.1)	
			大企業I(300~999人)	100,161 (2.6)	
			大企業II(1000人以上)	87,096 (2.3)	
	販売・サービス労働者世帯 (昭和50年国調用職業分類, D, K)	627,370 (16.3)	零細企業(1~4人)	92,223 (2.4)	○
			小企業(5~9人)	78,421 (2.0)	
			中企業(10~29人)	113,554 (3.0)	
			大企業I(30~299人)	208,287 (5.4)	
	事務労働者世帯 (昭和50年国調用職業分類, C)	810,449 (21.1)	零細企業(1~4人)	119,130 (3.1)	○
			小企業(5~19人)	194,508 (5.1)	
			中企業(20~299人)	322,559 (8.4)	
大企業I(300~999人)			93,201 (2.4)		
大企業II(1000人以上)			81,045 (2.1)		
	計	2,308,984 (60.2)	○印の計	750,275 (19.7)	
世帯の類型区分			世帯人員規模別		○
			1人世帯	981,300 (25.6)	
			2人 "	685,300 (17.9)	
			3人 "	717,200 (18.7)	
			4人 "	930,600 (24.3)	
			5人 "	336,300 (8.8)	
			6人 "	113,300 (3.0)	
			7人以上 "	66,300 (1.7)	

5. 生計費指数算出の試み

(東京都世帯階層別暫定生計費指数)

生計費指数を生計費用指数と考え、そこに戦前の物価指数的性格をもった生計費指数とは異なるものをねらった「東京都生計費指数」の算出は、『研究報告』に提起されているように¹⁾、ウエイト資料もまだ不十分であり、価格資料も「消費支出」については当面は総理府統計局の「小売物価統計調査」にもとづく、CPI（東京都区部）の個別価格指数を用いざるを得ない。しかし、ウエイト資料は、幸にし東京都が1972年7月から実施している「東京都生計分析調査」（対象世帯約1,000，ランダム式）から得ることができるので昭和50年の結果を用い、第2表（ウエイト比較表）のように算出している。なお、「消費支出」のウエイトについては「東京都暫定生計費指数」のウエイトとCPIの「東京都区部」、「5分位階級」、「世帯主の職業別」の各ウエイトとを比較すると第2表のようになり、「東京都暫定生計費指数」のうち「中小企業世帯²⁾」ウエイトとCPIの①「東京都区部」、②「第IV階級」（全国勤労者世帯の5分位階級における）、③「全国労務者世帯」（家計調査用の職業分類表³⁾による）のウエイトとやや近似していることがわかる。

なお、第2表「ウエイト比較表」では「東京都世帯階層別暫定生計費指数」のうち「中小企業層世帯」の「消費支出」ウエイト——これを第2表では「㊸ウエイト」と略称——とCPIウエイトとを比較しているがその際、東京都の10大費目をCPIの5大費目に統合した。

本格的なウエイト資料は昭和53年7月から実施の「世帯階層別生計調査」の年間データが蓄積されれば、そこから改めて作成されることになる。

つぎに価格資料は、CPI（東京都区部）の品目別価格指数がそのまま用いられている。したがって以下に示すいくつかの指数値の差異はすべてウエイト

第2表 ウェイト比較表

(いずれも1975年ウェイト)

東京都世帯階層別暫定生計費指数 (中小企業層世帯)			C P I					
総合 (生計費指数)	〔費目〕	10,000	⑩ウェイト	〔5大費目〕	④東京都区部	⑤第Ⅴ階級 (全国)	⑥労務者世帯 (全国)	
消費支出		8,603	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
〔10大費目〕	1.食料費	(3,491)	4,058	① 4,058	①食料	4,010	3,955	4,254
	2.住居費	(606)	704	② 1,170	②住居	1,112	1,020	1,121
	3.生活什器費	(370)	430					
	4.光熱水費	(289)	336	③ 300	③光熱	423	393	422
	5.被服費	(918)	1,067	④ 1,067	④被服	1,239	1,279	1,130
	6.保健美容費	(447)	520	⑤ 3,405	⑤雑費	3,216	3,353	3,073
	7.交通通信費	(461)	536					
	8.教育費	(423)	492					
	9.教養娯楽費	(839)	975	④は『昭和50年基準, 消費者物価指数の解説』 総理府統計局, P. 22 ~ P. 36 ⑤は『消費者物価指数年報・昭和52年』P. 252 ⑥は同上のP. 254				
	10.諸雑費	(759)	882					
非消費支出	1,397							
所得税	(225)							
他の税	(177)							
社会保険料	(635)							
生命保険料	(304)							
土地購入費	—							
家屋 "	—							
土地返済金	—							
家屋 "	(56)							

の差異に起因していることになる。この価格資料も、東京都独自の価格調査（前記の「世帯階層別生計調査」かあるいは、階層性を反映できるような小売価格調査）から個別価格指数が作成されることが期待される。

「世帯階層別暫定生計費指数の概要」は次のようである。（月報『東京都世帯階層別生計調査報告』昭和54年7月刊，p. 72, 73）

「世帯階層別暫定生計費指数の概要」

1. 暫定生計費指数の目的

この暫定指数は、都が作成を予定している東京都世帯階層別生計調査の結果に基づく本格的な生計費指数の作成方法、及びその基礎資料の妥当性の検証等に資することを目的とするものである。

なお、この暫定指数は、上記生計費指数の作成公表にいたるまでの暫定的措置として生計費指数問題研究会の提言（昭和53年3月31日）に基づいて作成するものである。

2. 暫定生計費指数の算出方法

1) 指数の基準時

昭和50年

2) 算出範囲（時系列）

昭和50年1月からの月別、及び年別指数

3) 基礎資料

ア. ウェイト資料

現行「東京都生計分析調査」の対象世帯のうち、次の条件に該当する世帯の、昭和50年結果による。

① 階層区分

企業規模 5人～299人の中小企業勤労者世帯及び 1000人以上の大

企業勤労者世帯

② 世帯の類型区分

- 世帯主年齢 30～49歳
- 家族構成 夫婦と子供2人
- 働き手の数 1人（常雇）

イ. 価格資料

① 「消費支出」項目

総理府統計局の「消費者物価指数（東京都区部）」の個別価格指数

② 「消費支出」以外の項目＝負担額の変化

- 所得税 勤め先収入（年収）に対する税額計算値の変化率（比較値÷基準値）
- 他 の 税 同 上（但し、前年の年間収入額に対する特別区民税の額の変化率）
- 社会保険料 雇用保険，厚生年金，健康保険の基準年次の収入額に対応する負担額に対する比較時点の収入に対応する負担額
- 土地購入費 「宅地価格指数」×「ローン指数」＝土地購入費指数の変化率
但し、「宅地価格指数」は地価公示法に基づく宅地の総平均価格による。また、「ローン指数」は住宅金融公庫資料に基づく個人向住宅融資の住宅金融公庫貸付利息，及び都市銀行住宅融資貸出金利を加重平均した金利変化指数による。
- 家屋購入費 「家屋建築費指数」×「ローン指数」＝「家屋購入費指数」の変化率による。

但し、「家屋建築費指数」は建設工業経営研究会資料による。

また、「ローン指数」は上記土地購入費に同じ。

- 生命保険料 現行「東京都生計分析調査」結果の1世帯当りの支出額の変化率による。但し、本格的な生計費指数については、「非消費支出」及び「火災保険料」を除いた指数の変化率による。

4) 指数算式

ラスパイレズ式による。

3. その他

1) 指数品目

暫定生計費指数(総合)の指数品目は、「東京都世帯階層別生計調査」の「品目別分類」による543品目である。但し、指数の算出に当っては、現行「東京都生計分析調査」の支出項目を上記調査の支出項目に分割し、さらに、「価格資料」に対応する各品目ごとにウェイトを調整した。

2) 生計費指数(総合)

総合指数とは、上記暫定指数の全対象品目(消費支出項目+非消費支出項目)の指数を総合したものである。なお、「非消費支出項目」については「年次指数」のみを算出した。

3) 部分指数

「東京都世帯階層別生計調査」における「主要食品」「教育費」、及び「公共的料金」に分類される品目に相当する指数品目を対象として、それぞれ主要食品指数、教育費指数、公共的料金指数を算出した。また、日常購入品目指数は、上記調査結果、及び現行「東京都生計分析調査」結果に基づき、住居所有形態、あるいは家族の構成等の如何を問わず、一般の家計

が、通常、日常的に購入または利用する品目を対象とするものである。但し、これら部分指数の範囲については、今後、「東京都世帯階層別生計調査」結果の蓄積を待って、さらに検討を加える予定である。

階層別暫定生計費指数は差し当り、企業規模5人～299人の中小企業世帯(世帯主の勤め先企業)と企業規模1,000人以上の大企業世帯について算出されている。上述のように、ウェイト資料は現行の「東京都生計分析調査」から、世帯主の勤め先が小規模企業、中規模企業で生産的職業とサービス・販売従事者の世帯、及び大規模企業の事務従事者の世帯について作成され、価格資料はCPIの東京都区分の価格指数が用いられている。

第3表(東京都暫定生計費指数とCPIとの比較)ではCPIとの比較を行うため、ウェイト構成のほぼ近似している、東京都の「中小企業世帯」の「消費支出」指数と、「東京都区部」,「全国勤労者世帯の第VI階級」,「全国労務者世帯」の三種のCPIとを比較してみた。年次指数はいずれも東京都の「中小企業世帯」の「消費支出」指数の方が高く出ている。これらは価格資料が共通であるから、ウェイトによる差異である。ところで第2表でみると、東京都中小企業世帯の「消費支出」ウェイトと、CPI(東京都区部)のウェイトでは、「食料」,「住居」,「雑費」では前者が高く、「光熱」,「被服」では後者が高い。しかし、このウェイトの差異のうち注目すべきは東京都中小企業世帯の「消費支出」のうちの⑤「雑費」相当ウェイトの方がCPI(東京都区部)のそれよりも189(3.405—3.216)も高いことである。また、CPIの第VI階級や労務者世帯と比べても「雑費」ウェイトは東京都の方が高い。CPIの5大費目の「雑費」ウェイトの内訳と、東京都の「消費支出」ウェイトのうち6.7.8.9.10の各項目とを対比させてみると(第4表),東京都の10.「諸雑費」がきわめて大きいウェイト(882)を占める。この内訳の分析は手持の資料ではできないが、

第3表 東京都世帯階層別暫定生計費指数（中小企業世帯）とCPIの比較

(昭和50年=100.0)

年次	東京都世帯階層別暫定生計費指数						CPI「消費支出」		
	中小企業世帯						東京都区部	全国勤労者世帯の第Ⅵ階級	全国労働者世帯
消費支出	非消費支出	主要食品	教育費	公共的料金	日用品 日常購入目				
1975年(昭和50)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
76年(51)	110.1	119.6	108.5	118.5	116.7	110.9	109.6	109.2	
77年(52)	119.5	129.4	112.3	136.2	131.9	121.1	118.7	117.9	
78年(53)	125.3	143.8	114.0	151.1	139.4	125.4	123.8	122.3	
1978年(53)1月	121.8	—	109.9	137.7	136.0	121.0	120.7	119.3	—
2月	122.4	—	110.6	138.0	136.8	121.5	121.2	119.8	—
3月	123.4	—	113.4	138.0	137.2	123.3	122.3	120.8	—
4月	125.3	—	114.6	154.4	138.1	125.6	123.8	122.1	—
5月	125.8	—	115.4	154.6	138.9	126.1	124.6	122.8	—
6月	125.1	—	109.2	154.5	139.2	122.5	123.2	122.2	—
7月	126.1	—	111.6	154.8	140.2	126.3	124.3	122.7	—
8月	125.8	—	114.3	154.8	140.2	126.4	124.3	122.7	—
9月	128.0	—	121.7	154.8	140.9	131.0	126.0	124.1	—
10月	127.5	—	115.8	154.7	141.1	127.5	126.1	124.4	—
11月	126.5	—	114.7	154.7	141.2	126.8	124.5	123.2	—
12月	127.1	—	114.6	154.7	143.3	127.5	124.6	123.0	—

資料) 『東京都世帯階層別生計調査報告』(月報)
『消費者物価指数年報』総理府統計局

CPI(東京都区部)よりも、東京都の暫定生計費指数の方が各年次とも指数値(「消費支出」)が高い原因の一つはここにあると思われる。

第4表 CPI (東京都区部) の「雑費」と東京都「消費支出」
(中小企業世帯) の該当項目ウェイト比較

CPI (東京都区部)		東京都「消費支出」 (中小企業世帯)	
⑤〔雑費〕			
保健医療	365	690	6.保健医療費 520
理容衛生	325		
交通通信	471	779	7.交通通信費 536
自動車関係費	308		
教育	322	656	8.教育費 492
諸月謝	246		
参考書	88		
文房具	36	1,019	9.教養娯楽費 975
教養娯楽 (除、諸月謝、 参考書)	852		
たばこ	131		
その他	72	72	10.諸雑費 882
計	3,216	3,216	3,405

資料) 前表に同じ

つぎに、第5表によって「非消費支出」をも含めた「暫定生計費指数」をみよ。すでに「消費支出」指数とCPI (東京都区部) との比較において前者の方が指数値が高いことを見た(第3表)が、さらに「消費支出」と「非消費支出」を総合した「暫定生計費指数」もCPIより高い数値を示している。また、「教育費指数」について、CPI (東京都区部) の「雑費」中の「教育費」、 「教育関係費」と、「東京都暫定生計費指数」の「教養娯楽費」(中小企業世帯と大企業世帯)とを比較してみる(第6表)。第6表の注記のようにCPIの「教育

第5表 東京都世帯階層別暫定生計費指数総括表（中小企業層世帯）

	生計費指数	消費支出	1.食料費	2.住居費	3.生活什器費	4.光熱水費	5.被服費	6.保健理容費	7.交通通信費	8.教育費	9.教養娯楽費	10.諸雑費	非消費支出	所得税	他の税	社会保険料	生命保険	土地購入費	家屋購入費	土地返済	家屋返済	総（生計支出）合	
ウェイト	10000	8503	(3491)	(606)	(370)	(289)	(918)	(447)	(461)	(423)	(839)	(759)	1397	(225)	(177)	(635)	(304)				(56)	10000	
昭和50年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0	100.0	
51年	111.4	110.1	108.9	109.7	100.7	112.3	103.9	109.9	108.0	121.9	107.2	125.0	119.6	107.7	118.5	125.7	119.6	-	-	-	104.1	111.4	
52年	120.9	119.5	115.7	121.8	102.3	122.4	109.4	119.1	130.3	142.9	115.2	140.0	129.4	102.2	129.6	143.8	124.7	-	-	-	99.7	120.9	
53年	127.9	125.3	120.0	130.9	103.2	120.8	116.5	127.8	134.9	160.8	121.2	145.4	143.8	138.5	144.9	154.1	133.5	-	-	-	100.3	127.9	
53年1月	-	121.8	117.4	126.2	101.1	122.2	92.9	122.2	133.2	144.5	117.6	143.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2月	-	122.4	118.9	127.1	101.0	122.1	91.2	125.4	133.1	144.6	118.4	143.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3月	-	123.4	120.4	127.7	100.5	122.1	98.6	125.4	132.8	144.6	118.9	144.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4月	-	125.3	120.8	130.0	101.6	122.1	106.6	126.2	132.7	165.6	120.5	145.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5月	-	125.8	121.1	130.6	97.3	122.0	94.6	128.9	131.9	165.6	121.0	145.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6月	-	125.1	119.7	131.6	97.4	122.0	86.2	128.9	132.2	165.6	119.0	144.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7月	-	126.1	120.0	131.6	99.9	122.0	85.3	129.1	136.1	165.6	120.2	145.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8月	-	125.8	120.7	131.0	99.9	122.0	83.3	129.2	136.0	165.6	120.3	145.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9月	-	128.0	124.8	132.4	104.6	122.0	108.0	129.3	135.7	165.6	120.7	146.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10月	-	127.5	122.9	134.4	104.2	115.1	118.5	129.5	138.5	165.2	122.3	146.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11月	-	126.5	120.4	134.6	104.2	114.8	118.9	129.6	138.3	165.2	123.2	145.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
12月	-	127.1	120.1	135.0	104.3	120.6	120.2	129.8	138.1	165.2	123.6	149.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料) 『東京都世帯階層別生計報告』(月報)

第6表 「教育費」 指数の比較

種別 年・月次	C P I		東京都世帯階層別 暫定生計費指数					
	(東京都区部)		教育費 (中小企業世帯)			教育費 (大企業世帯)		
	教育費 ¹⁾	教育関係費 ²⁾	総 合	学校教育費 ³⁾	教育関係費 ⁴⁾	総 合	学校教育費 ³⁾	教育関係費 ⁴⁾
1975年(昭和50)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
76年(51)	121.7	113.9	118.5	124.3	109.1	115.8	119.8	108.0
77年(52)	143.3	128.6	136.2	146.7	119.5	132.1	140.4	117.7
78年(53)	165.4	142.0	151.1	166.5	126.3	145.8	158.5	124.0
1月	148.5	132.5	137.7	151.6	121.9	136.2	145.6	120.0
2	148.5	133.0	138.0	151.6	122.6	136.5	145.6	120.9
3	148.5	133.1	138.0	151.6	122.5	136.5	163.2	120.8
4	171.2	144.9	154.4	171.6	127.0	149.0	162.8	124.7
5	171.0	145.0	154.6	171.5	127.5	148.9	162.8	125.1
6	171.0	145.0	154.5	171.5	127.3	148.8	162.8	124.8
7	171.0	145.0	154.8	171.5	127.9	149.0	162.8	125.3
8	171.0	145.0	154.8	171.5	127.8	149.0	162.8	125.2
9	171.0	145.0	154.8	171.5	127.9	149.0	162.8	125.2
10	171.0	145.0	154.7	171.5	127.9	149.0	162.8	125.2
11	171.0	144.9	154.7	171.5	127.9	148.9	162.8	125.2
12	171.0	145.2	154.7	171.5	128.0	149.0	162.8	125.3

資料) C P I ……『消費者物価指数年報』 総理府統計局

東京都生計費指数……『東京都世帯階層別生計調査報告』(月報) 東京都

第6表の注)

- 1) C P Iの「教育費」とは「雑費」の中の1項目で、内容は①PTA会費(公立の小学校、中学校)、②授業料(私立中学校、公立・私立高校、法文経系・昼間部の国立・私立大学、公立・私立幼稚園保育料)。

- 2) C P Iの「教育関係費」とは中分類指数の特掲項目で、内容は前記の「教育費」に含まれている ① P T A会費, ② 授業料に、さらに ③ 学校給食費 (公立の小・中学校), ④ 学童用机, ⑤ 学生服 (中学生用, 詰襟上下), ⑥ 通学定期運賃 (私鉄10km, 国鉄15km), ⑦ 文房具 (ノート, 鉛筆, クレヨン, 万年筆, ボールペン, 筆入れ, 絵具), ⑧ 書籍 (コンサイス英和, 英・数・国の学習参考書) ⑨ 月謝 (珠算塾, 中学生学習塾) を加えたもの。
- 3) 東京都生計費指数の「学校教育費」は, 1) と同じ。
- 4) “ ” の「教育関係費」は, 2) のうち ③～⑨ のみ。したがってC P Iの「教育費」と東京都生計費指数の「学校教育費」とは比較可能であるが, C P Iの「教育関係費」と東京都生計費指数の「教育関係費」とは名称は同じでも相互に比較できない。

費」指数と、東京都の「学校教育費」指数とが比較できるが、年次指数も月次指数 (昭和53年) も東京都の中小企業世帯の指数の方が高い。しかし、逆に、東京都の大企業世帯の指数はC P Iの「教育費」指数よりも低い。これからみると、「教育費」指数においてもこのような階層別指数の必要が認められる。

しかしながら、将来、本格的な生計費指数を算出するためには、第1に価格資料の入手方法の再検討 (店頭価格から購入価格へ) と、第2にウエイト資料については、階層・類型別の家計調査による1カ年のデータの蓄積をまって再検討すること、の二点が解決されなければならない。すなわち、価格資料については階層・類型毎に世帯の購入する財貨やサービスの価格、銘柄が必要であり、また、ウエイト資料もさらに詳細な階層・類型別のものが必要なのである。

次に、C P Iにはない「消費支出」以外の新しい項目については大要、次のような算出方法 (負担額変化とウエイト) が検討済みである (次ページ)。だが、この算出方法についてもまだ検討の余地はあろう。たとえば、地方税を特別区民税のみで代位させてよいかどうか。固定資産税の負担も無視できないので今後の検討事項である。また、生命保険料の性格を貯蓄相当分と掛捨て相当分に分割しているが、この妥当性、なども検討の余地がある。

注

- 1) 『東京都生計費指数問題に関する研究報告』1978年3月（最終報告）p. 45
- 2) " " p. 11, p. 12
主として中小企業基本法，小規模企業共済法によって中小企業の規模区分を設定した。
- 3) 「家計調査」において用いられている次ページの「職業分類表」が，そのまま，CPIの特殊指数（世帯主の職業区分による）にも用いられている。

◎家計調査用の職業分類表

世帯区分	職業区分	種類	基 準	内 容 例 示
勤 務 者 世 帯	労働者	1 常用労働者	官公庁又は民間に長期雇用され、主として肉体的労働に従事している者。	種康員、仕上工、検査工、製図工、分析工、見習工、工事人、印刷工、電車運転士、自動車運転手、普通船員、車掌、配達員、基金人、警備員、守衛、用務員、掃除作業員、新開駅定人、塗装工、ダンサー、ウェ이터、大工、木匠、とび職、整容師、エレベーター係、製貨物係、販売店員、映画技師、通いのお手伝いなど
		2 臨時及び日雇労働者	官公庁又は民間に30日未満の期間又は日々契約で雇用され、主として肉体的労働に従事している者。	
	世帯	3 民間職員	民間の鉱山、工場会社、商店、病院、学校などに勤め、主として書記的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。 日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社及び在日外国政府施設関係を含む。 なお「7」に分類する者は除く。	会計事務員、庶務書記、仕入主任、人事係長、課長、所長、局長、検事、判事、船長、高級船員、駅長、学校長、教員、警察官、消防士、保健区長、現場監督、新聞記者、医師、薬剤師、工場長、技師、大工助手、タイピスト、電話交換手、鉄道専務車掌、駅出札係、通車士、カメラマン、看護婦、工場職長、写真師、外交員、デザイナー、保健婦、講師、ラジオアナウンサー、通訳、検査員など
		4 官公職員	官公庁又は官公立の病院、学校などに勤め、主として書記的、技術的又は管理的な仕事に従事している者。 日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本専売公社及び在日外国政府施設関係は民間とする。 なお「7」に分類する者は除く。	
一 般 世 帯	個人営業世帯	5 商人及び職人	独立して小規模（家族でない使用人4人以下）に商品の製造、加工、販売又はサービスを提供する業種。 なお「6」に分類する者は除く。	雑店主、たばこ店主、菓子店主、魚店主、洋品店主、安葬店主、染物店主、自転車店主、質店主、理髪店主、表具店主、行商、ブローカー、靴職、大工、とび職、植木職、左官職など
		6 個人経営者	独立して個人組織で大規模（家族でない使用人5人以上）に商業、工業、サービス業などを経営してその企画管理に従事する者。	大商店主、大工場主、私立病院経営者、私立学校経営者、パンコ店経営者、食堂経営者など
	その他の世帯	7 法人経営者	家族でない使用人5人以上を雇用する会社、団体などの役員。 なお「3」、「4」に分類されるべき者でも、程度の高い企画管理、行政事務または監督事務に従事する者は含める。	社長、取締役、監査役、理事、銀行頭取、相談役、大臣、政務次官、総裁、知事、副知事、市長、区長、町長、村長、助役、出納長、収入役など
8 自由業者		個人で自分の専門の技能や知識を内容とする仕事に従事する者。 ただし、勤労者世帯（1～4）に分類される者は除く。	弁護士、公認会計士、開業医、助産婦、あん摩師、僧侶、神職、西家、四家、著述家、作曲家、代書人、生花教授、音楽評論家など	
9 その他		「1」～「8」の分類にあてはまらない者。	演員、芸能人（歌手、俳優など）、モデル、職業スポーツ家（野球選手、競輪選手、力士など）、内職者など	
10 無 職		職業のない者。	失業者、住み込みの家事使用人（お手伝い、専生など）、住み込みの営業上の使用人、主婦、学生、幼児など	
11 家族従業者		家事に従事している家族		

資料) 『家計調査年報』昭和53年版 P.478

新規項目の算出資料および算出方法

1. 対象項目	2. 代表項目(銘柄)	3. 内 容	4. ウ ェ イ ト	5. 負担額変化	6. 備 考
(1) 所 得 税	ア. 勤 労 所 得 税	世帯主の勤め先収入(年収)に対する勤労所得税(12ヵ月平均)相税率、その他の所得にかかる所得税を除く	ウェイト年次の家計調査による勤め先収入に対する所得税額 その際、諸控除の適用は、給与所得控除、社会保険料控除、生命保険・損害保険料控除、基礎・配偶者・扶養控除のみを適用し、他の特例的な控除は適用しない。	基準年次における年収に対する税額を計算した結果を基準とし、比較時点における年収に対する税額の計算値	$\frac{\text{比較時点の家計調査の年収に対して計算された税額}}{\text{基準年時の家計調査の年収に対して計算された税額}}$
(2) 他 の 税	ア. 特 別 区 民 税 (地方税の典型として)	特別区域内に居住する該当世帯が負担する均等割および所得割個人住民税(12ヵ月平均)(家計が直接負担する住民税以外の他の税は把握困難なため、住民税で代表させ、市町村別に税率等も異なる場合もあるので、特別区民税で代表させる)	同 上 (住民税)	同 上 (ただし、前年の年収に対する税額計算である)	ウェイトには、固定資産税・都市計画税を加える
(3) 社 会 保 険 料	ア. 雇 用 保 険 料 本 人 負 担 イ. 厚 生 年 金 保 険 料 本 人 負 担 ウ. 健 康 保 険 料 本 人 負 担	雇用保険法に規定するボーナス込の月収に対する被保険者本人負担額 厚生年金法に規定する標準報酬月額に対する被保険者本人負担額 健康保険法に規定する政府管掌保険および組合管掌保険の標準報酬月額に対する被保険者本人負担額	ウェイト年次の家計調査による勤め先収入の年合計の12ヵ月平均に負担率を掛けた額 ウェイト年次の家計調査による勤め先収入の年合計の12ヵ月平均に負担率を掛けた額 同 上	基準年次の収入に対応する負担額に対する比較時点の収入に対応する負担額 基準年次の収入に対応する負担額に対する比較時点の収入に対応する負担額 同 上	年途中で負担率の改正は毎月計算して12ヵ月平均とする。 妻が任意加入している国民年金保険料を付加する。 政府管掌保険と組合管掌保険では負担率が異なるので、保険関係資料による負担率を、それぞれの被保険者数により加重平均した負担率とする。
(4) 土 地・家 屋 購 入 関 係 費	ア. 土 地 購 入 費 お よ び 借 金 返 済 イ. 家 屋 購 入 費 お よ び 借 金 返 済 ウ. 家 屋 増 改 築 費	自己使用(居住用)の土地購入費(全額払い、分割払を問わない)買替のための土地売却収入はこれを控除する 自己使用(居住用)の家屋購入費(中古住宅を含む)(全額払、分割払を問わない)買替のための家屋売却収入は、これを控除する。 既存家屋の増築費および改築費。維持修繕費用は含まない。(住居費に計上済)	家計調査結果による。 土地についての 〔購入費-借入金-売却収入+借入返済額〕 家計調査結果による。 家屋についての 〔購入費-借入金-売却収入+借入返済額〕 家計調査結果による増改築費	「土地購入費指数」=「宅地価格指数」×「ローン指数」 「宅地価格指数」は、地価公示法にもとづく都内同一地点の宅地の年平均価格の変化指数 「ローン指数」は、公的資金と民間資金に分け、それぞれの個人向け住宅融資の新規貸出額で、それぞれの代表銘柄としての住宅金融公庫貸付利息および都市銀行住宅融資貸出金利を加重平均した金利変化指数(住宅金融公庫資料による) 「家屋購入費指数」=「家屋建築費指数」×「ローン指数」 「家屋建築費指数」は東京都内における木造住宅標準建築費指数(建設工業経営研究会資料)による。 「ローン指数」は同上 「家屋建築費指数」による。	宅地債券購入費を含む。土地購入のための預貯金、財形貯蓄は預金を引出して購入した段階で計上するから、ここでは含まない。 土地付住宅(建売方式)、マンション購入などの場合で、土地相当分の購入費が不可分のときは、家屋購入費に一括計上する。
(5) 生 命 保 険 料	ア. 世帯主を被保険者とする定期保険(死亡保険)の保険料 生命保険会社のもの	一定期間内における死亡事故に対する保険で、しかも世帯主を対象とする「定期保険」の保険料	家計調査による。 家計簿に出てくる生命保険料(簡易保険料を含む)は、生命保険に加入している家族全員のもので、しかも掛捨て相当部分と貯蓄相当部分で構成された養老保険などを含んでいるが、家計調査の付帯調査などによって貯蓄相当部分は除去する。 〔保険料-貯蓄相当分-配当金〕	家計調査の付帯調査によって把握された世帯主の生命保険加入時年齢、期間、保険契約額から「定期保険」の保険料を算出する。 この保険契約額は生活費にスライドすると思われ、それにスライドさせた新たな保険契約額から保険料を算出し、これを基準時保険料と対比して負担額変化とする。また、スライドのために使う指数は、いわゆる「非消費支出」ならびに現行CPIの「火災保険料」の变化率算出の対象となっている費目を除いた残りの生計費の指数とする。	試験調査による付帯調査結果はつぎのとおり。(52.10) ・世帯主の生命保険加入時年齢 38才 ・世帯主の保険契約額 106万円 ・家族全体の生命保険保険料の内訳 〔貯蓄相当部分 37.0%〕 〔掛捨て相当部分63.0%〕 〔*〕 保険会社コスト(付加保険料)を含む

む す び

戦後約30年の間にCPIはすっかり定着し、今では生計費指数はまるで時代おくれの老朽物のように思っている人も多い。こうした傾向は日本ばかりでなく世界的なものであることは本文でのべた通りである。ところが、CPI全盛時代の今日でも対象世帯に所得の上限を設けたり（たとえば、西ドイツ、オランダ）、特定階層向けのCPIを作成している国も多い（たとえば、日本、西ドイツ、オランダなど）。さらに、都市が独自のCPIを作っている国もある。ところが他方では新SNAの登場と連動してCPIのウェイトが家計調査をベースにしなくなる傾向もあらわれ、階層別CPIさえその作成が危機にさられようとしている。これはマクロ分析、GNPの拡大を重視する政策当局と歩調を合せる研究者にとっては何の不都合も感じられないことだが、たいへん気になることである。インフレを伴わない経済拡大は不可能となっている現代資本主義の分析にあたって、インフレによる生活圧迫を最も強くうける社会階層の生活実相の究明にはCPIだけでは目的を達することはできない。生計費指数の必要が改めて論ぜられ、その作成が試行される理由もここにある。価格資料もウェイト資料もその獲得方法をさらに改善しつつCPIとは性格を全く異にする生計費指数の復権が求められている。そのための一つの試行が東京都の暫定生計費指数である。